令和６年度 国東市障がい者就労施設等優先調達方針

　　この方針は、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」第9条第1項の規定に基づき、障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るため、下記のとおり調達方針を定めるものである。

１　方針の適用範囲

　　この方針は、国東市の全組織を対象とする。

２　調達する物品等及びその目標

　　市が障がい者就労施設等から調達する物品等及びその目標は次のとおりとする。（下記に記載のないものであっても、市が調達可能な物品、役務であれば対象とする。）

* 物品（印刷、花苗、食料品、縫製品等、その他）　　　　　 4,500,000円
* 役務（公園・建物の清掃、除草、施設管理、その他）　　　14,000,000円

３　調達の推進に関する事項

　　障がい者就労施設等が供給できる物品等については、施設からの情報をもとに各組織に情報提供を行うものとする。

４　調達実績の公表

　　調達実績については、当該年度終了後、遅滞なく実績を取りまとめ、市ホームページ等により公表するものとする。

５　方針に関する担当窓口

　　この方針に関する担当窓口は、福祉課 福祉・障がい者支援係とする。